

2015. 5. 29 発行

水源連だより



水源開発問題全国連絡会



パタゴニアブースでダム問題アピール（東京アースデイ）

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28
電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970
郵便振替 00170-4-766559
メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp
ホームページ <http://suigenren.jp/>
《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》

石木ダム現地では道路工事開始を巡り緊張が続く

全国から大きな支援の輪を！！



石木ダム道路工事開始の動きに対して「強行より話し合いが先だ！」を掲げて連日ゲート前で、県職員と無言の対峙

- 事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 石木ダム現状報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 石木ダム 現地の今と大きな支援・・・・・・・・・・・・6
- 城原ダム予定地視察報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- ダム検証で動き出した秋田の鳥海ダム・・・・・・・・10
- 環境アセスメントとダム・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 伊賀市水道と川上ダムの問題・・・・・・・・・・・・・・13
- ハツ場ダム事業をめぐる現状・・・・・・・・・・・・・・15
- ハツ場ダムは今・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 8年目を迎えた設楽ダム建設中止の運動のいま・・18
- 2009年に始まった徳山ダム「導水路」中止裁判、控訴審の動き・19
- よみがえれ長良川 河口堰20年・開門調査実現を・・・・20



長崎県内を走るラッピングバス

沖縄から伊波洋一氏を迎えて「ストップ！
強権政治～地域自立への道筋大集会」
6月24日（水）PM 3:00～6:30
衆議院第1議員会館（地下） 大会議室

1. 水戸での総会から半年が経過

水戸での総会から半年が経過します。事務局では総会での決定をもとに、いくつかの取組を行ってきました。

◎ これまでの取組み・・・総会で採択された活動方針に沿って

1) 進行中のダム事業の中止獲得を目指す

- ◇ 石木ダム問題では収用委員会対応と弁護団会議出席、川棚川下流部の内水氾濫想定区域の実地検証などを行いました。
- ◇ 城原川ダム問題では「城原川を考える会」の佐藤悦子さんのご案内で現地視察を行いました。詳しくは別項「城原川ダム予定地視察報告」を参照して下さい。
今も現存している流域治水・利水システムの価値をしっかりと認識し、「ダム依存の治水」導入を許さないこれまでの取組みを支援します。
- ◇ 川上ダムについては伊賀市水道の参画の是非について詳細な検討を行い、「木津川流域のダムを考えるネットワーク」とともに、伊賀市に対して報告と質問書の提出を行いました。
- ◇ 鳥海ダム（秋田県の直轄ダム）は環境アセスの手続きが進行中ですので、その進め方の基本的な問題点を指摘する意見書を提出し、「鳥海ダムと市民生活を考える会」の活動を支援しています。
- ◇ ハッ場ダムについては、本体工事着工への抗議行動に参加するとともに、未買収地強制収用のための事業認定申請に対して意見書を提出しました。
- ◇ 北海道の平取ダム、サンルダムについては情報公開請求で諸資料を入手して、地元の運動への技術的な支援を行っています。

2) ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す。

- ◇ 東京アースデイに参加しました。ダム問題を易しく説明するチラシを配布しました。チラシを同封します。詳しくは、別項「東京アースデイ報告」を参照してください。
- ◇ 静岡県の太田川ダムの貯水が始まってから6年目になりました。この間にダム湖と川の水質の汚濁が誰の目にも明らかになり、流域の住民から生態系を含めた川の異常と漁業被害を訴える声が出はじめています。ダムの堤体に多数のひび割れが発生するなど、ダムの安全性が危惧されるようになってきました。太田川ダム研究会等の三団体は、地元の森町に対して、大田川ダムの運用見直しを求める提案資料を提出しました。「不必要な利水のための貯水を止め、南海トラフの大地震が起きる前にダム湖の水位を出来るだけ下げしておく」という運用見直しの提案です。他地域でも、非常に参考になる取り組みですので、その提案資料を太田川ダム研究会の岡本尚さんから提供していただき、本会のHPに掲載しました。<http://suigenren.jp/news/2015/01/24/6891/>
- ◇ 路木ダム、内海ダムについても、現地の皆さんとカラッポ運用に向けての検討に入りたいと思います。

3) 「住民不在の公共事業を排除する」キャンペーンを展開する。

4) 国会、政府対応

- 3) と4) 両課題併せて、
- ◇ 不要なダム事業の中止を求める声を無視して、国土交通省・水機構・地方自治体がダム事業に固執するのは何故か、その構造の解明が必要です。
- ◇ 6月24日（水）15時から衆議院第一議員会館地下大会議室にて、水源連が構成団体になっている「公共事業改革市民会議」主催、「公共事業チェック議員の会」後援の「ストップ！強権政治、

地域自立への道筋大集会」を開催します。この集会は、沖縄県民の選択を無視した辺野古基地建設が象徴する安倍政権の暴走を止め、あわせて地域の自立を目指すことを目的にしています。同封のチラシをご覧くださいの上、是非、ご参加下さい。

2. 各地の状況

1) 石木ダム

- ◇ 長崎県収用委員会：2月17日に2回目の収用委員会を開催して審理を終結しました。裁決はまだ出ていません。長崎県はダム本体建設予定地に関わる土地と家屋4軒を対象とした第2次収用裁決申請を行う準備を進めています。詳しくは別項「石木ダム報告」を参照してください。
- ◇ 付替え道路工事の着工阻止行動とその仮処分命令、弁護士等による公開質問状、事業認定への行政不服審査請求については別項「石木ダム報告」を参照して下さい。
- ◇ パタゴニア日本支社が石木ダム反対を宣言
アメリカのダム撤去の映画「ダムネーション」の上映活動を展開しているパタゴニア日本支社は、石木ダム建設で破壊される地域社会と自然を守るため、「石木ダム反対」を宣言しました。「石木川まもり隊」と共に新聞への全面意見広告、ラッピングバス等、多くの活動を展開しています。詳しくは、別項「石木川まもり隊からの報告」を参照してください。

2) 城原川ダム

- ◇ 40年以上前から九州地方整備局が計画しているダムです。反対が多く事業を進行できず、検証作業も準備段階にとどまっています。佐賀県の山口祥義・新知事が前知事の「流水型ダム＝穴あきダム」提唱を引き継ぎ、太田昭宏国交大臣への要請を行ったことから、九州地方整備局が本格的な検証作業をはじめ、5月18日に「検討の場」を開きました。
- ◇ 5月19日の佐賀新聞が「検討の場」の状況を報じています。
 - ▶ 国は河道掘削や遊水地などを組み合わせた16の代替案を示し、コスト面から5案を抜き出した。今後、この5案とダムのいずれが治水対策事業として適しているか、比較検討していく。河道掘削案700億円、遊水池+河道掘削案610億円、野越し+遊水池+河道掘削案620億円（ダム案の事業費は次回回し）
 - ▶ ダムによらない治水対策を訴える「城原川を考える会」の佐藤悦子代表は「今回の説明では詳細が分からない。掘削が農業や景観に与える影響、野越しから出た水を受ける堤はどうなるのか。中身の評価は無理」と指摘。「検討の場を重ね、多様な意見を取り込んで議論してほしい」と国に丁寧な対応を求めた。
 - ▶ ダム整備を求めている山口祥義知事発言「長い時間がかかっている問題で、水没地の皆さんの『早く決めて』という訴えを重く受け止めたい。流水型ダムでお願いしたいが、国交省のルールに沿って、あらためてしっかり検証してもらえればいい。検証の場がさまざまな県民の声を受け止めた形で進むことを期待している」
- ◇ この流れでは、「検討したがダムが最も有利」という帰結になることが目に見えています。水源連としては情報公開請求で諸データを入手してその科学的な解析を行い、「城原川を考える会」とともに、城原川ダムの不要性を明らかにしていきたいと考えています。

3) 八ッ場ダム

「八ッ場あしたの会」の渡辺洋子さんの報告「八ッ場ダム事業をめぐる状況」をご覧ください。

4) 川上ダム

別掲「伊賀市水道と川上ダムの問題」の報告をお読みください。

石木ダムの状況報告

1. 全体状況

1) 土地収用法関係

- ① 起業者・長崎県と佐世保市は、事業認定申請を九州地方整備局に2009年11月9日に提出。
- ② 国交省は事業認定処分を2013年9月6日に下しました。
- ③ 2014年9月5日、起業者は長崎県土地収用委員会に事業認定未保留分中の「付け替え道路用地として、土地4件」を収用裁決申請申立（第1次収用裁決申請と呼ぶ）
 - ◇ 長崎県収用委員会、2014年12月16日と2015年2月17日に開催して終結としました。
 - ◇ 当方（石木ダム建設絶対反対同盟と支援団体及び、石木ダム対策弁護団）は、下記の視点で対応しました。
 - 石木ダムは全く不要である。公益性の高い事業で考えられる補償ではなく、原発被災と同様、違法行為への損害賠償である。
 - いわゆる路線価による財産権の補償は論外。「ふるさとの喪失」への補償を含めた完全補償を求める。
 - 除本理史大阪市立大学大学院教授からこの考え方を支持する「完全補償に関する意見書」を長崎県収用委員会に提出いただきました。
- ④ 第2次収用裁決申請の用意開始を明らかにしました。対象は、ダム本体用地内の土地・家屋4軒。
 - ◇ 県は収用裁決申請書添付図面作成のための現地測量を2015年1月13日～16日に試みました。
 - ◇ 4世帯の土地家屋を含むダム本体予定地（約3万平方メートル）の収用裁決申請に必要な土地・物件調査への署名、押印の受け付けを4月13日～5月15日としました。地権者は押印拒否。
 - ◇ 収用裁決申請が出されたならば、当方は、下記の視点で対応します。
 - 上記③で記した当方の視点を徹底する。
 - 「ホテルの里」「こうぼるの地域社会」の復元不可能な価値を収用委員会に認めさせる。

2) 通行妨害禁止仮処分命令申立関係

- ① 2014年7月30日～8月5日の付け替え道路着工を反対派が説明要請行動で断念させました。
- ② しかし、長崎県は8月7日、長崎地裁佐世保支部に23人を対象に通行妨害仮処分を申請しました。
- ③ 長崎地裁佐世保支部、3回の審尋を経て、2015年3月24日、16人に妨害禁止の仮処分決定。
- ④ 2015年5月19日から連日工事再開を行おうと県は現地に入ろうとしています。反対のプラカードを掲げた無言の要請行動に県は作業できずにいます。
 - ◇ 当方は、下記の視点で対応しています。
 - 妨害禁止の仮処分を受けた人たちを除いた人たちが工事再開に対応する。不要な石木ダム事業のための付け替え道路工事再開に対して「石木ダムは不要である。不要なダムのための付け替え道路工事には理由がない。必要と言うのであればしっかり説明されたい。」と説明要請行動を行う。
 - 当方の説明要請行動を無視して工事再開を強行する実態をしっかりと監視し、写真や動画を広く発信する。全国から長崎県への抗議を集中する。現地で長崎県の暴挙を監視する体制を整えるため、全国に支援を呼びかける。

3) 公開質問状への対応

① 長崎県

長崎県は公開質問状に対する回答・説明会に2014年6月21日、7月11日、8月3日の3回は応じましたが、その後は9月5日に収用裁決申請を提出して今日に至るまで説明会開催を拒否しています。回答・説明で明らかになったことは、「山道橋下流の河道整備が進んだことで、現在は過去最大洪水が流れ着いてもすべて安全に流下できる」＝「過去の洪水再来対応には石木ダム不要」です。そこで、計画高水流量 1,130m³/秒を超え、100年に1回の最大洪水としている基本高水流量 1,400m³/秒に対応する洪水対策として石木ダムは必要、と長崎県は説明を変えました。

当方は、①基本高水流量 1,400m³/秒はその算出方法から発生確率が1/100より遙かに小さいこと、②算出過程で異常値棄却検定をしていれば採用されないこと、③1,130m³/秒を超えて1,400m³/秒対応とするにしても、ダム以外の代替案が遙かに有利なこと、④1,400m³/秒としても下流域を安全に流下すること、⑤石木川合流点直上流（倉本橋地点）までの流下能力はこの先20～30

年間は1/30洪水への対応としているので、基本高水洪水は石木川合流点に至るまでに溢れてしまい、石木ダムがあったとしても洪水調節の役を果たす機会がないこと、などを明らかにし、石木ダムは治水上不要と迫りました。しかし、長崎県は、石木ダムの必要性は事業認定庁が認めたことなので、必要性に関する話し合いはできない、としてそれ以降の話し合いを拒否しています。

② 佐世保市

佐世保市は、2014年3月14日、4月11日、5月23日、7月11日、の4回は回答・説明に応じましたが、その後は長崎県と同じく、9月5日の収用裁決申請から今日まで当方が提出している公開質問状への対応を拒否しています。

当方は、①佐世保水道は現在十分に水が足りていること、②水需要予測はまったく恣意的で科学的根拠がないこと、③保有水源の評価を違法に低く評価していること、④平成6年渇水再来への対応が必須としているが、再来した場合どうなるのかを明らかにしていないこと、⑤平成6年渇水について当方がシミュレーションを行った結果、平成19年渇水時の減圧給水による10%節水で十分対応可能であり、実生活にほとんど影響がないこと、などを明らかにしました。佐世保水道にとって、石木ダムは不要であると論戦を挑んでいます。佐世保市も長崎県と同様、「石木ダムの必要性は事業認定庁が認めたことなので、必要性に関する話し合いはできない」、としてそれ以降の話し合いを拒否しています。

③ これからの取組み

- ① これまでに分かったこと＝「治水・利水両面で石木ダムは不要」を広く受益予定者に伝える。
- ② このような無駄な事業より遙かに優先度の高い事業を指摘して、それらの事業に石木ダムの財源を回すように提言する。
- ③ 石木ダムが不要であることを認めずに、土地収用法を適用していわゆる路線価を基準に補償をすればよいとしている起業者に対して、「ふるさとの喪失」を含めた完全補償を求める。結果的には他の代替案より高くなり、「石木ダムありき」は破綻するでしょう。
- ④ 以上のことを受益予定者とされている、佐世保市民・川棚町民と共有を図るため、起業者が参加した討論集会開催に向けて努力する。

4) 「ダム必要なし」がますます明らかに・・・補助事業指定解除を

- ① 治水面においても利水面においても最早、石木ダムの必要性は全くないことが明らかになった。
- ② このようなダム事業が国交省の治水事業として、厚労省の水道水源開発事業として、補助事業扱いになっていることの見直しを求め、補助事業指定解除を迫る必要がある。
補助事業指定が解除されるならば、長崎県・佐世保市共に事業続行を断念するしかなくなる。
- ③ その入り口として、本体工事着工前の補助事業再評価を行わせることを国交省と厚労省に求める。

5) 行政不服審査請求関係

意見書提出、認定庁からの弁明、それに対する反論提出が終わっている。次に予定されるのは意見陳述である。通常であれば審査庁において陳述申出者を東京に呼び出して意見を聞くことにしている。しかし本件は収用対象者が長崎県民であることから、数十人の陳述申出者が意見陳述のために東京に向くには100万円を遙かに超える費用がかかること、当然傍聴の必要があること、認定庁の考えを質したいこと、などから、長崎県川棚町で開催し、公開で起業者との質疑応答が可能な形で行うことを審査庁に求めている。

2. 水源連としての取組み

- ① 石木ダムは不要であるから中止を求めよう、という主旨を知らせるチラシの作成と配布
- ② 国土交通省、厚労省からのヒアリングを国会議員にお願いする。石木ダムの治水目的・利水目的が破綻していることを国交省治水課と厚労省水道課に示して、補助事業指定解除を求める。その手順として、起業者に本体工事着工前の補助事業再評価を行わせることを要請する。
- ③ 国交省土地収用管理室には、口頭意見陳述にあたって、①事業認定庁に弁明書への反論に対する再弁明を求めること、②その再弁明を待って意見陳述期日を当方と協議の上決めること、③意見陳述は長崎県川棚町で行うこと、④認定庁との質疑応答を可能にすること、⑤以上、公開の場で行うことを、国会議員によるヒアリングを通して要請する。
- ④ 石木ダム事業現地の状況（既成事実化をはかるための付け替え道路工事再開が試みられている、民家を含む第2次収用裁決申請の提出が予定されている）に応じて、起業者長崎県・佐世保市への抗議・要請を皆さんにお願いする。可能な方には、現地にて起業者の蛮行監視をお願いする。

——石木ダム 現地の今と大きな支援——

石木川まもり隊 松本美智恵

いま石木ダム建設予定地では、付替え道路工事を再開しようとする長崎県と、それを阻止する地権者や支援者とのガチンコ勝負が続いています。しかし、昨年夏の阻止行動とはちょっと雰囲気の違いがあります。昨年は帰れコールや抗議の怒号や「こうぼるのうた」などが飛び交っていたのですが…。今回は、静かな無言の阻止行動です。

工事再開に無言の抗議

「工事強行より話し合い！」「中村知事！地元の理解は得ましたか？」「妨害はしていません。知事との話し合いを要請しています」などと書かれたプラカードを掲げ、意思表示。顔には中村知事のお面を被って、お揃いの法被を着て、モンペをはいた統一ファッション。そう。誰が阻止行動をやっているのかわ

からないようにするためです。昨年のように通行妨害の仮処分を受けたら、阻止行動を担う人たちがどんどん減っていきますから、できるだけ今の第2陣が頑張れるように、身元不詳作戦に出たのです。

石木ダム事務所長は「警察権力の導入は考えていない」「入れる状況になったら入る」つまり根競べだと言っています。これから梅雨が来て、真夏が来て、いつまで続くのか…真面目に考えると辛いものがあるので、なるべく今を楽しく、いろんなアイデアを出し合って明るくやろうと地権者の皆さんも頑張っていますので、ぜひ応援のメールなどをよろしくお願いします。同時に県への抗議のメールや手紙も有難いです。(〒850-8570 長崎市江戸町 2-13 長崎県知事 中村法道様 電話：秘書課 095-895-2015 FAX：095-895-2548 メール：県 HP から知事への提言フォームへ)

仮処分を受けた16人は現場に行けないのが残念ですが、その分少しでも多くの県民に現状を伝え、強制収用反対の世論が高まるようなことに力を入れたいと思っています。いま大切なのは実際にまったく不要な石木ダム事業のための付け替え道路工事を止めることと、その行動の正当性や地権者の思いを県民に伝え、理解や支持を広げることです。そして、第3陣、第4陣・・・とますます現地での応援の輪が広がる、それはもちろん簡単なことではありませんが…。

パタゴニアの全面支援

私たち「石木川まもり隊」は人数も資金も知識もナイナイづくめで本当に微力ですが、水源連の皆様の情報や助言、アウトドア衣料メーカー「パタゴニア」の助成金等のおかげで、石木ダム問題のパンフレットや漫画「ダムのツボ」、会報『滴』などを発行し、石木ダムが有害無益な事業であることを発信してきま



長崎新聞
2015/5/20 朝刊

城原川ダム予定地視察報告

1. はじめに

2015年4月15日、九州地方整備局が佐賀県の筑後川支流城原川に計画している城原川ダム予定地を、以前から同事業について関心を持たれて「城原川を考える会」と連絡を取っていた原 豊典さんと視察しました。当日は「城原川を考える会」の佐藤悦子さんに至極丁寧に案内していただきました。

視察の目的は、①流域住民・自治体から反対があつて事業進行にブレーキがかかっていたことから長期化し、水没予定地住民から早期解決が要望されていること、②それを受けて、佐賀県の新任知事（山口祥義氏）が前任知事（古川 康氏）の方針を引き継いで「治水専用流水型ダム＝穴あきダム」を提唱していること、などから、③穴あきダム事業が推進される恐れが高くなっていると認識し、④その実態を調べると共に、反対運動を担われている「城原川を考える会」との連携を探り、⑤城原川ダム事業中止に向けて水源連としてお手伝いができることがないかを検討すること、にありました。

嶋津暉之氏が城原川ダム問題の概要を知るために「城原川を考える会」に連絡を取り、同会がまとめた「26項目について」という論考をいただきました。「26項目について」は、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回準備会）」で説明された「治水代替案26方策」に対する「城原川を考える会」としての見解が記されていました。それを見ると、流域治水、霞堤、野越（越流堤）、草堰（草で造った堰）という言葉が随所に書かれていました。流れ遊水池、離れ遊水池などという初めて耳にする言葉もありました。これらの治水・利水両面からの整合性を保ち、城原川からの利益と洪水被害を上流域から河口域（筑後川への注ぎ口）まで平等に分け合い、更に干潮域の特性を活かすことまで考え抜いた、「これまでのダムに依存しないシステムを守ろう！」が貫かれていました。

「城原川を考える会」に現地調査を受入れていただけるか電話で伺ったところ、同会皆さんの月々の取組みをまとめた「城原川だより49-60号」を送付いただきました。予定地視察では61号を、そのあとで「2項目+26項目について【ダムに拠らない治水をめざすには】」をいただきました。追加された2項目は同会としての提案2項目で、(27)半世紀近く翻弄された水没地に対する慰謝、(28)流域治水です。「(27)半世紀近く翻弄された水没地に対する慰謝」では、ダム計画が浮上して以降、賛成、反対のそれぞれの思いや状況の変化に翻弄され、ダム計画故に社会資本整備がされずに、命の危険にさえ対処してもらえない状況におかれていたことに対する国の「ごめんなさい」という意思表示が必要という指摘です。「(28)流域治水」は、単独で行う治水や利水の方法ではなく、流域全体がまるで人体のように相互に関係性を持ち、支え合い機能していく方法の提唱で、「成富兵庫の治水システムは、流域全体（平野全体）に及ぶ壮大なもので、しかも緻密である。」としてその継承を主張しています。これらは水源連ホームページの「城原川ダムのページ」に掲載しますので、是非、ご一読ください。

城原川治水目標流量

2003（平成15）年 ・筑後川水系河川整備基本方針策定

主要地点：日出来（ひでけ）橋

基本高水のピーク流量：690m³/秒 昭和28年6月洪水相当、1/150対応

計画高水流量：330m³/秒

2006（平成18）年 ・筑後川水系河川整備計画策定

主要地点：日出来（ひでけ）橋

目標流量（※）：540m³/秒

河道の整備目標流量：330m³/秒

※筑後川本川と整合のとれた治水安全度を確保するとして、概ね50年に1回の確率で発生する洪水規模の流量。ただし、690m³/秒に向けた城原川ダムを建設

霞み堤・野越しをこのまま活用した場合（現状は越流堤高を嵩上げしているため、下記と異なる。）

「城原川流域における野越しの役割と効果に関する研究」一氾濫許容型治水の実例と今後の発展可能性について一（日本土木史研究の論文より、と「26項目について」に記載有り）

河道+霞堤・野越：450m³/秒

河道の整備目標流量：330m³/秒

霞堤・野越負担流量：120m³/秒

2. 城原川ダム予定地視察のポイント

1) 昭和28年6月の水害時に690トン毎秒流れたか

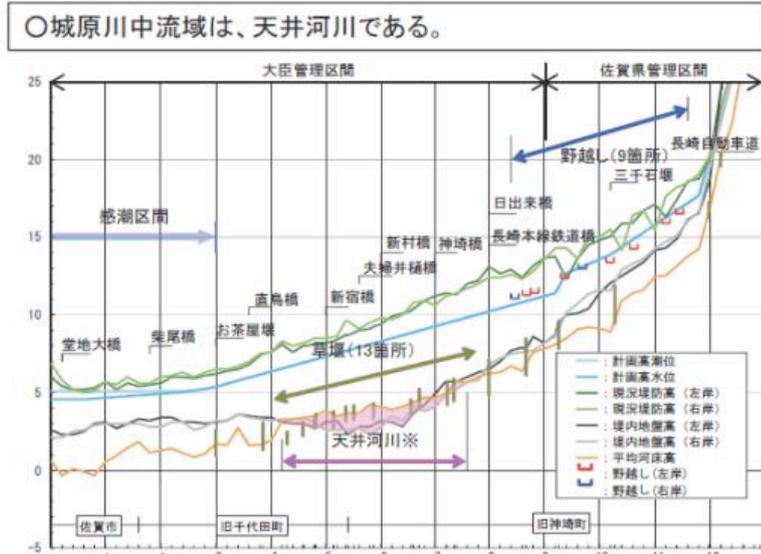
九州地方整備局が同ダム事業を進める理由は、治水の最終目標流量（基本高水流量）を昭和28年6月の水害時（28水害と呼んでいる）流量に相当する690m³/秒（150年に一度の洪水）とし、河道への負担は330m³/秒、その差360m³/秒を調節する施設が必要、としていることにあります。整備計画も690m³/秒対応の同ダム事業を含めています。「城原川を考える会」は28水害の状況から、「690m³/秒も流れたとは考えられない」と反論しています。越流堤高を高くすると下流域での氾濫被害が大きくなること、霞堤・野越に付随すべき受堤の多くが撤去されていること、本来の遊水機能を持った区域に宅地開発がされていることなどを問題としています。水没予定地住民への謝罪と生活再建、ダムなし治水、を求めています。

2) ダムに抛らない治水・利水のために

「川で処理できない水は、溢れさせることが必要です。そして、そのリスクを流域全体で受け持つことが大切です。かつてこの地はそうやって大きな災害を分け合ってきました。」これが「城原川を考える会」の皆さんが引き継ごうとしているダム無し治水・流域治水です。霞堤、野越し、河畔林による中流域の洪水対策、天井川区域では草堰による周辺田畑への灌漑用水取水、下流域では有明海の海水遡上を受入れた常に新鮮な干潟の保全、自然との徹底した折り合いをつける工夫が至る所に現存しています。

これらを守るには、事業者の計画を科学的に批判するとともに、溢れることを許容するこれまでの川とのつきあい、流域治水・成富兵庫の治水システムの価値を広く認めさせることが鍵になります。

3) いくつかの現地写真 右の地図は下の写真の撮影地点です。



1: 広滝第一発電所 明治41年操業開始 床高が高 2: ダムサイト予定地

3: 野越と受堤に沿う河畔林



4: 天井川区域の草堰



4: 天井川区域の草堰 取水口



5: 潮の満ち引きを受けて生物が豊富なことを示す、潟土の無数の小穴



ダム検証で動き出した秋田の鳥海ダム

水源連事務局

鳥海（ちょうかい）ダムは、国交省東北地方整備局が子吉川水系子吉川の秋田県由利本荘市鳥海町に建設する予定の多目的ダムで、洪水調節、由利本荘市の水道用水の開発、流水の正常な機能の維持の三つを目的としています。

2014年度までは実施計画調査段階（2015年度から建設段階）にあって、ダム検証までは休眠状態にあったようなダムで、毎年度2～3億円の調査費で細々と生き残ってきました。ところが、ダム検証が始まると、目を覚ましたように動き出しました。

2013年8月に事業継続のお墨付きが出ると、予算が2014年度から10億円前後に急増しました。今後数年かけて用地調査を行い、ダム建設の基本計画をまとめることになっています。完成ははるか先の2028年ごろとされています。

ダム検証時にダム諸元の大幅変更

ダム検証の時にダムの諸元が大きく変わりました。このような例は他にはないのではないのでしょうか。それまでのダム案が具体的ではなかったことを示しています。

ダム型式 ロックフィルダム → 台形CSGダム（近くで容易に入手できる砂礫にセメントと水を加えて製造する台形状ダム）

総貯水容量 2,760万m³、→ 4,700万m³ 有効貯水容量 2,190万m³ → 3,900万m³

堤高 96m 93m → 81m 堤頂長 550m → 365m

ダム位置 上流側へ約4km移動

集水面積 94.7km² → 83.9km² 湛水面積 1.66km² → 3.1km²

長い休眠状態は必要性が希薄であることの証左

鳥海ダムが長い間、休眠状態であったのはダムの必要性が希薄であることを物語っています。

洪水調節に関しては流域面積1,190km²の子吉川において集水面積がわずか84km²の鳥海ダムで有効な洪水調節が行えるはずがありません。

由利本荘市の水道用水0.34m³/秒の開発も水道の需要が縮小していくこれからの時代に必要であるはずがありません。

流水の正常な機能の維持は他のダムと同様にダムの規模を大きくするための増量剤であって、ダムで流量を維持しないと、子吉川の水生生物に支障が出ることはありません。むしろ、逆に鳥海ダムが子吉川の生態系に大きなダメージを与えることになります。

同じ秋田の成瀬ダムの建設事業で多くの仕事を得る予定の建設業界が大型ダムの仕事を続けたいがために鳥海ダムの計画が無理矢理進められているようです。現在、鳥海ダムは環境影響評価が行われていますが、何とかストップさせる手段を見つけないといけません。



環境アセスメントとダム

(ハッ場ダムと秋田の鳥海(ちょうかい)ダムを例にとって)

水源連事務局

環境アセスメント制度の整備

環境アセスメントはアワセメントと揶揄されるように心もとないものですが、環境アセスメントの制度そのものは次第に整備されてきました。

ダム事業の関係ではまず、1982年に「建設省所管事業に係わる環境影響評価に関する当面の措置方針について」(1982年建設省事務次官通達)が出て、いわゆる通達アセスがはじまりました。

1984年には「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、通達アセスから閣議アセスになりました(1985年10月公布)。

さらに、1997年6月に「環境影響評価法」が成立して、環境影響評価法によるアセス制度ができました(1997年12月から施行)。

次に、欧米では実施されている戦略的環境アセスを導入するため、環境影響評価法が2011年4月に改正されました(2013年4月から施行)。

戦略的環境アセスは「計画段階配慮」という表現になりましたが、事業計画の内容が固まる前の早い段階(位置や規模等の検討段階)、すなわち、事業に関する意思形成過程の段階(戦略的な段階)で行う環境アセスメントです。環境の観点から代替案との比較を行い、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を公表することを義務づけたものです。

このように環境アセスの制度が次第に整備されてきたのですが、どの段階のアセスを適用したかはダムによって異なっています。

ハッ場ダムは30年前に初期段階の環境アセスを実施しただけ

ハッ場ダムを例にとると、はるか昔、1985年12月に建設省の通達に基づく環境アセスメントを行っただけです。1985年12月は上記の閣議アセスがすでに動き出していましたが、アセスの着手時にはまだなかったということでしょうか、ハッ場ダムは通達アセスで終わらせています。そして、環境影響評価法の施行時にはダム基本計画がすでに策定(1986年)されていたという理由で、環境影響評価法に基づくアセスをパスしています。

ハッ場ダムのように最近になって動き出している事業が30年も前の、しかも初期段階のアセス制度(通達アセス)による環境アセスだけで終わりというのは無茶な話だと思います。

ただし、ハッ場ダム事業は事業費の規模がきわめて大きいので、環境調査に多額の予算を付けて、調査会社にもものすごいボリュームの仕事を発注し続けています。

鳥海ダムは河川整備計画を戦略的環境アセスに置き換えるという不合理が罷り通る

一方、東北地方整備局が秋田県由利本荘市に建設する予定の鳥海ダムはダム検証が始まるまでは休眠状態にあって、ダム検証で動き出したようなダムです。2013年8月にダム検証のゴーサインが出て事業継続になりました。総貯水容量4700万 m^3 の多目的ダムの計画ですが、ダム基本計画もまだ策定されていない段階にあります。

今年になって環境アセスの手続きが始まり、4月9日まで方法書についてのパブコメが行われました。

鳥海ダムはこれから環境アセスを行うのですから、最新の制度を適用しなければならないのであって、上記の戦略的環境アセスを実施しなければならないはずです。

ところが、すでに河川整備計画が策定されている場合は、それを戦略的環境アセスの結果を見做すということで、このアセスの手続きをパスしてしまいました。2006年3月末に策定された子吉川水系河川整備計画は治水面で鳥海ダムを位置づけたただけであって、鳥海ダムに関して環境面の検討は何もしていません。

それを戦略的環境アセスと見做すということですから、こちらも無茶苦茶で、まことに不合理な話が罷り通っています。

地元・由利本荘市の「鳥海ダムと市民生活を考える会」が4月9日、パブコメでこの問題を追及する意見書を提出しました。

水源連もこの問題についての意見書を提出しました。

(水源連HPに掲載 <http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2015/04/81b3390280615378809b14c0a58f663b.pdf>)

何とも頼りにならない環境省

環境アセスは事業の継続に影響を与えることがほとんどない歯がゆい制度ですが、それでもその制度が一応整備されてきたのですから、ダム事業に対してその制度を目一杯使った適用が行われ、それなりの環境アセスが実施されるべきです。

ところが、上述のように八ッ場ダムに関しては30年も前の初期段階のアセス制度(通達アセス)による環境アセスだけでおしまいで、環境アセス法が適用されていません。八ッ場ダムは基本計画の変更が4回も行われ、特に2004年の第2回は事業費を2110億円から4600億円へと2.2倍に増額する大きな変更が行われたのですから、その変更時に環境アセス法の対象とすべきです。ところが、環境省は、国交省等の事業官庁に遠慮して、計画策定済みの事業は対象外であるとしています。

鳥海ダムに関しては戦略的環境アセスの対象であるにもかかわらず、環境アセスとは無関係の河川整備計画を戦略的環境アセスと見做すということで終わっています。

戦略的環境アセスは、事業計画が固まった段階で行う従来の環境アセスメント(いわゆる事業アセス)より早い時期に、意思形成過程の段階で行う環境アセスです。平たく言えば、戦略的環境アセスとはその事業を行うと決める前の段階で、本当にその事業を行ってもよいのか、行うと少しでもできるだけ環境破壊をしない方法はないのかを考えるものであり、本来、ダム事業に関してはその是非を左右するきわめて重要な意味を持っているものです。

しかし、戦略的環境アセスの制度を導入するときに、環境省は国交省等の事業官庁に対して譲歩し、各事業の上位計画があれば、それを戦略的環境アセスと見做すことにしてしまいました。その上位計画がダムの場合は河川整備計画になるということなのですが、これでは何のために環境影響評価法を改正して戦略的環境アセスを導入したのか、分かりません。

国交省等の事業官庁に遠慮して、環境アセスの本来の役割を果たすことができないようにしている環境省は何とも頼りにならない官庁です。

伊賀市水道と川上ダムの問題

嶋津暉之

川上ダムの目的の虚構

川上ダムは（独）水資源機構が淀川水系の木津川上流に建設する予定の多目的ダムです。恣意的なダム検証の結果として、昨年8月に国交大臣から事業継続のゴーサインが出ました。2022年度完成予定で、再来年度には本体工事に入るとされています。

しかし、川上ダムも必要性がすでに失われています。目的は①淀川本川及び木津川沿川の洪水調節、②三重県伊賀市への水道用水の供給、③木津川の流水の正常な機能の維持、④既設ダム（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）の堆砂除去のための代替補給です。

④は他のダムでは例がない目的で、2011年2月の川上ダム事業実施計画第2回変更の前にはなかったものです。奈良県水道と西宮市水道が撤退し、三重県水道（伊賀市）の利水予定量がほぼ半減したことによるダム規模の縮小を防ぐために加えられた目的です。既設ダムの堆砂除去はそれぞれのダムで工夫して実施するものですが、なりふり構わず、堆砂除去の代替補給が川上ダムの目的に加えられました。紙面の都合で説明を割愛しますが、①、②、③の目的もダム無しで何も困ることはありません。

水資源機構にとって重要であるのは水源開発である②の目的です。①、③、④は河川事業であって、水資源機構は水源開発を含む事業を行うことが法律で決まっており、もし②の目的がなくなると、水資源機構は川上ダムの事業者になることができません。その場合はダム計画を一度ご破算にして、国交省の直轄ダムとして再策定するしかありません。淀川水系のダム事業から大阪府水道などの利水予定者が次々と撤退する中で、伊賀市のみが川上ダムに参加し続けていますが、その参加が水資源機構の生命線になっているのです。

伊賀市水道にとって川上ダムは全く不要

2012年9月に初当選した岡本栄伊賀市長は伊賀市の参加の是非を判断するため、川上ダムに関する検証検討委員会（委員長 宮本博司氏）を設置しました。公開の場でその是非をめぐって盛んな議論が行われました。しかし、岡本栄市長は結局、伊賀市幹部の意向に沿って、2013年12月に川上ダムに参加することを表明しました。

しかし、伊賀市は（合併前の上野市時代も含めて）今まで給水制限が行われたことがなく、水需給には余裕があります。これから水需要が縮小していく時代において川上ダムの水源が必要であるはずがありません。木津川の自然を根底から壊す不要な川上ダムの建設を何としてもストップさせるため、「木津川流域のダムを考えるネットワーク」が反対運動を粘り強く進めています。

昨年11月に同会の浜田不二子さんから今本博健先生を通して「伊賀市にとって川上ダムの水源が本当に必要なのか」をあらためて検証してほしいという依頼がありました。そこで、伊賀市、三重県、近畿地方整備局への情報公開請求で様々なデータを入手して解析し、今年3月に「伊賀市水道と川上ダムの問題」という報告をまとめ、伊賀市にとって川上ダムの必要性が皆無であることを明らかにしました。

去る5月18日に地元の方と今本先生とともに、伊賀市水道部を訪れて、その報告の内容を説明して回答を求め、記者会見も行いました。また、翌19日には「川上ダム問題の本質を問う」というタイトルの市民向け講演会で今本先生が治水問題、私が利水問題の講演を行いました。

「木津川流域のダムを考えるネットワーク」がこれを契機に、伊賀市に対してあらためて川上ダムからの撤退を求める運動を広く展開する決意を抱いています。伊賀市が撤退すれば、上述のように、水資源機構は川上ダムの事業者としての資格を失い、川上ダム計画が瓦解することになりますので、水源連としても全力を尽くしたいと考えています。

「川上ダムなくても」

水道水十分賄える」

伊賀市に学者らが文書提出

伊賀市の木津川上流に計画されている川上ダムについて、ハツ場ダム（群馬県）などの見直しを求めている学者らが18日、「ダムを造らなくても市の水道水は足りる」とする文書を市に提出した。

文書を提出したのは、淀川水系流域委員会の委員長も務めた今本博健・京都大名誉教授ら。今本さんは「ダム検証のあり方を問う科学者の会」の呼びかけ人代表という。嶋津暉之・水源開発問題全国連絡会共同代表も提出者。

今本さんらによると、川

上ダムに対する伊賀市の負担額は123億5147億円、市民1人当たり12万5150円。これは他のダム計画に比べても「法外に」大きいという。伊賀市の人口が将来も減り続けることを考慮すると、「川上ダムが無くても水道水は十分賄える」という。

市民グループ「木津川流域のダムを考えるネットワーク」などは、嶋津さんと今本さんの講演会を19日午前10時～11時45分、ゆめぼりすセンター（ゆめが丘1丁目）で開く。参加費300円。問い合わせは山形さん（090・933599・2964）へ。

「川上ダムは不要」

科学者の会など市に申し入れ

伊賀

事業継続で計画が進む川上ダム（伊賀市）について、「ダム検証のあり方を問う科学者の会」呼びかけ人の今本博健・京都大名誉教授と水源開発問題全国連絡会の嶋津暉之・共同代表が18日、同ダムを不要とする申し入れを伊賀市に行った。

会見した嶋津代表は、近畿地方整備局は現在、同ダムへの参画を前提とする「（木津川からの取水に条件を付ける）豊水暫定水利権」しか伊賀市に許可せず、「市にダム事業への参画を強制している」と指摘。安定水利権を得るため、国の理不尽な手法を公表し、世論をバックに改善させるよう、市に求めた。また、ダムを開発する水源機構は22年度まで工期を延長したが、総事業費は従前と同じ1180億円としていることに対し、「コスト削減で対応すれば、安全面で大丈夫かと言わざるを得ない。事業費の増額を先送りした」と指摘した。

両者に協力を依頼した「木津川流域のダムを考えるネットワーク」の3人も同席し、岡本栄市長への質問書を出した。ネットワークは19日午前10時、市ゆめぼりすセンターで2人の講演会を開く。問い合わせはメンバーの浜田さん（080・533699・01148）。

水源連共同代表 川上ダム「不要」

伊賀市水道部に申し入れ 伊賀市に計画中の川上ダムについて、「水源開発問題全国連絡会（水源連）」（事務局・横浜市）の嶋津

暉之共同代表（71）らが18日、同ダムの建設は市民にとって負担が大きいなどとして、「ダムは不要だ」とする申し入れを、市水道部に行った。

この日、同部を訪れた嶋津共同代表は、検証に基づき、同ダムの総事業費（1266億円）に対する利息を含めた伊賀市の負担額は123億5147億円（国庫補助金除く）になるとする独自の試算を明らかにした。

市は昨年8月、1982～2013年度に実施された周辺整備事業費だけで、利子を含めた市の負担額は72億5000万円になると説明。今後始まる本工事の費用は含まれておらず、全体の負担額は明らかにしていない。

同ネットワークは、今回申し入れとともに、岡本栄市長あての質問状を提出。適切な根拠に基づく伊賀市の負担額の説明と、水需要計画の再検討を求めた。市水道部は取材に、ダム推進の立場は変わらないとしたうえで「中身をよく読んで検討する」とコメントした。

同ネットワークは19日午前10時～11時45分、ゆめぼりすセンター（ゆめが丘）で、「川上ダム問題の本質を問う」と題し、嶋津共同代表らの講演会を開く。参加費300円。問い合わせは、同ネットワークの浜田不二子さん（0800・533699・01148）へ。

市は昨年8月、1982～2013年度に実施された周辺整備事業費だけで、利子を含めた市の負担額は72億5000万円になると説明。今後始まる本工事の費用は含まれておらず、全体の負担額は明らかにしていない。

ハッ場ダム事業をめぐる状況

ハッ場あしたの会事務局 渡辺洋子

◆本体工事着工

国土交通省関東地方整備局は1月22日、名勝・吾妻渓谷の岩盤を崩す発破作業を公開し、ハッ場ダムの本体工事を開始したと発表しました。

当初、本体工事の開始は21日と発表されたため、あしたの会とハッ場ダムをストップさせる市民連絡会は前日にハッ場ダムNO! と大書した横断幕を掲げました。群馬県版各紙はこれを大きく報じましたが、テレビで抗議行動が映されると困るからか、関東地方整備局は工事開始を一日遅らせたのでした。

あしたの会では、ダムサイト予定地を走る国道が封鎖された昨年11月にも「美しい渓谷を壊さないで」

と書いた横断幕を掲げて抗議し、ストップさせる会は2月1日に開催された本体工事の起工式典会場前で抗議のシュプレヒコールを上げました。現地から遠い東京、千葉、埼玉、茨城、栃木からも多く



の方々が抗議行動に駆けつけました。

ダムサイト予定地のV字谷では兩岸の樹木が伐採され、吾妻川の河床も転流工により干し上げられ、左右兩岸で発破作業が続いています。国の名勝・吾妻渓谷の無惨なありさまは目を覆うばかりです。

しかし、本体工事の専用道となるはずの吾妻川沿いの国道は、5月15日現在も工事車両は僅かです。昨年11月、群馬県は水没予定地住民の要望を無視して国道封鎖を強行しました。しかし、昨年中に終わるはずの本体工事の準備工事がいまだに完了せず、本体工事の第一ステップである基礎掘削工事も本格的には始まっていません。

本体準備工事の遅れと本体工事開始の遅れ

関東地方整備局はハッ場ダム本体建設を以下の工程と工事期間で進めるとしています。

| 工程 | 工事期間 |
|-----------|------------------------|
| 基礎掘削 | 2015年1月～2016年5月 |
| コンクリート打設 | 2016年6月～2018年5月 |
| 水門設備の据え付け | 2018年9月まで |
| 試験湛水 | 2018年9月以降→2019年度中に完成予定 |

しかし、あしたの会の公開質問書への同局の回答から、基礎掘削工事の一部が予定より遅れ、今年8月開始にずれこむ見込みであることが明らかになりました。本体工事は地盤が当初の見込みよりはる

かに頑強との予測により、掘削土量を当初計画より大きく削減して事業費を節約します。地盤の予測が甘ければ、本体準備工事と同様、本体工事も予定通りには進まなくなります。

ダム湖予定地周辺の安全は確保されるのか

現地では地すべり対策の地質調査が2013年から、住民の移転代替地の安全対策の地質調査が2014年から始まりましたが、いずれもいまだに調査結果や具体的な対策は明らかにされていません。

関東地方整備局が2010～2011年に行った八ッ場ダムの検証では、これらの対策に合計約150億円の費用増と試算されましたが、事業費増額に対して関係都県が拒絶反応を示しているため、地すべり対策の具体化は先送りされています。

地すべりは湛水によるだけでなく、もともと地盤がもろいことから、すでに発生しているところもあります。

本体工事の発破作業現場の脇では、酸性熱水変質帯が広く分布している山を開削して付替国道（2010年暫定供用）をつくったため、熱水変質帯が地上に露出して酸化し、脆弱化が進行しています。

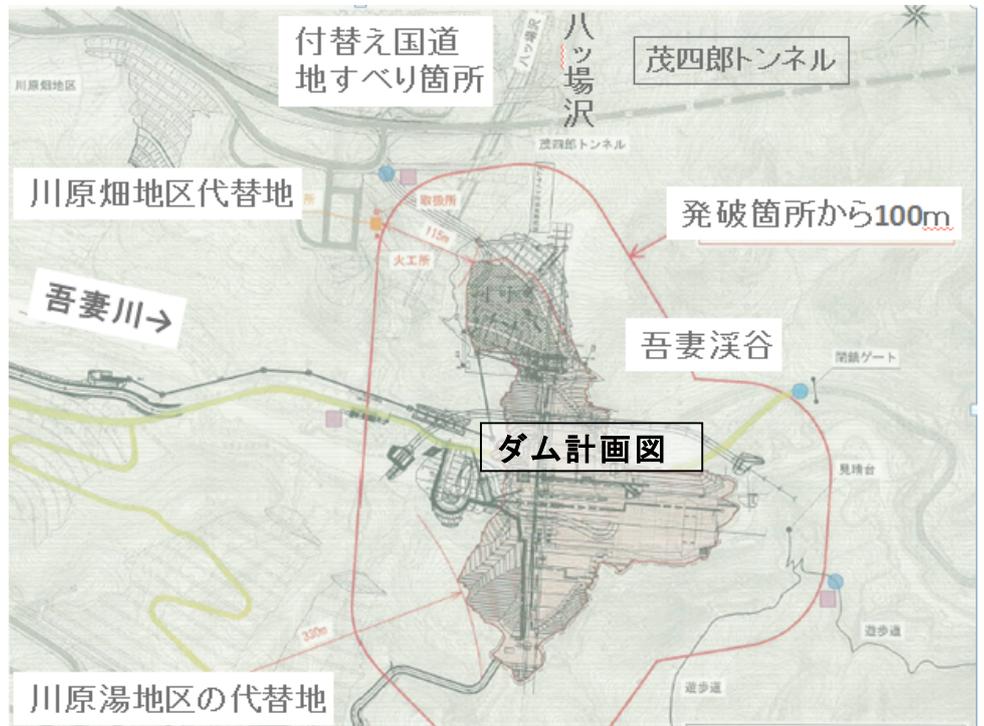
あしたの会の公開質問書に対して、関東地方整備局は「（道路の）法面とその前面の路肩の一部に亀裂や赤茶色化が生じていること及び法面前面の車道の一部に凹凸が生じていること」は認めましたが、地すべりの進行は認めませんでした。付替国道の変形は今も進んでおり、現在は縁石の亀裂の幅が4cmに広がり、長さも50mを超えています。さらに法面上段に70数mの亀裂が走り、モルタル詰め応急処置がとられています。付替国道を管理する群馬県は昨年9月、日本工営（株）に「地質調査及び地すべり解析等業務」を委託したのですが、県も国もこのことを周辺住民にさえ知らせていませんでした。

◆事業認定手続き

国交省はダム予定地の買収を進めてきましたが、まだ約7%が未取得です。移転に同意しない住民がいるほか、相続を繰り返してきたため、所有権が複雑になり、所有者との連絡が取れない土地（特に共有地）があることなどによるものです。関東地方整備局は未取得用地の強制収用を可能とするため、4月10日に国交省本省に事業認定申請を行いました。土地収用の制度では国交省本省が事業認定庁になり、一人二役になります。

これに対して、あしたの会では群馬県知事に意見を提出し、公聴会の開催を求めるよう広く呼び掛けました。地元でも水没予定地の買収に応じていない住民の呼び掛けに応じる動きが広がりました。

公聴会の開催請求を受けて、国交省は6月26日と27日に群馬県東吾妻町コンベンションホールで公聴会を開催することを発表しました。JR吾妻線の原町駅から徒歩圏にある会場です。詳細は当会のホームページに掲載しています。



ハッ場ダム建設は、簡便ながら下記に列記した如く常に危険かつ再考すべき状況下にあることは明白。当会も弱小団体に非ずの必死の構えで、なり振り構わずの疾走状態にて動いたこの半年余の軌跡であった。

| 実施日 | イベント・活動名 | 成果等について |
|----------------|--------------------|-----------------------|
| 2014 / 11 / 10 | 吾妻溪谷保存署名活動・第二次集約提出 | 第一次に続き広範な支持層を得、各紙報道あり |
| 〃 11 / 18 | 群馬県議会に請願提出 | 常任委答弁から派生の情報公開にて、重層成果 |
| 2015 / 01 / 11 | 映画「ダムネーション」上映会 | 約百名の入場者との、今に至る連帯と絆を得た |
| 〃 05 / 06 | 新緑の現地地滑り見学 講師：中村庄八 | 初のバスツアーにはほぼ満席の26名の参加者 |

※他に、共闘団体への参加交流、物品販売、現地調査時の密着同行、情報公開文書・抗議／質問書提出など

ハッ場ダムを取り巻く諸状況 【2014/10以降の経過】

- 一、2014/11/18 群馬県は住民の訴えを退け旧国道145号線閉鎖 ※未移転家屋3軒(今も) + 2旅館
- 二、2015/01/22 ついに、ダム本体建設工事に着手。左岸ダム堤掘削の発破作業が開始され、溪谷破壊
- 三、① 〃 01/24 土地収用法への説明会開催
- ② 〃 04/10~27 土地収用法事業認定申請 → 公告縦覧実施可能となる
- ③ 〃 06/26~27 公聴会開催予定 ※参加申込み期限5/26

次に、この間の憂慮すべき現地の、二つの問題について

一、大同特殊鋼「有害スラグ」問題——4月末「分析結果は問題なし」と公表。幕引き？をはかるつもりか？

- ① 2014/12/26 「鉄鋼スラグに関する材料の分析試験結果 について」記者発表
- ② 2015/02/16~03/30 (※3/13で終了) 「有害物質を含む碎石の撤去工事」開始
(土砂掘削運搬約450m³ 「H26長野原町地区外管内整備工事」にて地元の中島建設(株)が「先行指示」にて受注。民地の5カ所のみ撤去で、撤去した有害物は「やんば館」駐車場に保管)
- ③ 2015/04/24 「鉄鋼スラグに関する土壌の分析試験結果 について」記者発表。問題なし

二、付替え国道、地滑り発生の恐れ ※JR線にも問題点浮上中

①川原畑地区における付替え国道145号線法面劣化の実情
長野原町大字川原畑字石畑～上ノ平に至る山側法面の、強酸性法面の現実にはまさに草津温泉の「五寸釘が10日間で針金に」を彷彿させられる。右写真は左岸付替え国道を下流方向から走り、出口の茂四郎トンネル右手の法面。土壌から染み出る酸性水により変質し褐色まみれのコンクリート枠は崩れだして、枠の中央に打ち込まれたアンカーの鋼鉄までも茶褐色となり草も生えずむき出しになっている。法面全体を抑えていた金網は腐食して原型をとどめていない。しかも、道路と法面の接合部の歩道は約70cmに亘り、亀裂が生じている上に、崩れた土砂で隆起している始末。

開通後、たった五年間でのこの惨状について、地質学者は酸性水による「熱水変質帯」とよばれる土壌変容等によって、崩れた「円弧地滑り」と指摘している。



- 「計測器設置/ボーリング調査」など
施工業者：日本工営(株)群馬営業所
費用：1155万6000円
工期：2014年9月に設置～今年秋までの発注
「亀裂の補修工事」——(亀裂部分にコンクリートを流す)
施工業者：「東光建設株式会社」(地元・長野原町)
費用：約90万円
実施日：本年2015年2月上旬

さらに上段には右写真の地滑りの為の計測器が設置され、4月初旬にはボーリング調査も実施された。



法面上部のコンクリート道角の全てに亀裂が生じていたが、2月に修理。これらの措置は2010年12月の全面開通直前に管轄が国から移行された群馬県が担っている。

➡この先も、幾ら血税をつぎ込んでもムダ。こんな地滑り地帯にダムなど造るべきではない！

～8年目を迎えた設楽ダム建設中止の運動のいま～

■どっこい！生きてく設楽町

今年5月9日に設楽ダム建設予定地の設楽町で嘉田前滋賀県知事を招いたシンポジウムが開かれた。他に今本博健京都大学名誉教授、鈴木輝明名城大学特任教授、市野和夫がパネリストとして参加した。この様子は翌日5月10日の朝日新聞三河版のトップに大きく報道された(写真)。主催は設楽町住民が中心になって作られた市民団体「設楽の明日を考える会」。この団体は、当初は設楽町長選の政治団体

として2013年地元有志5人の発起人で設立されたが、現在は市民団体として「設楽の森と山を守り、三河湾の海を豊かに育てることを基本的なスタンスにして、これからあるべきまちづくりを考える」活動を行っている。「設楽ダムの建設中止を求める会」の地元会員も多数加入している。今回当会は協賛団体として参加した。

このシンポジウムの参加者は、400人収容の会場がほぼ満席となり、主催者の予想をはるかに上回る人数であった。その参加数の半分以上が地元設楽町住民であった。

三河 13版 2015年(平成27年)5月10日 日曜日 享月 設楽町 新聞

脱ダム地域づくり議論

嘉田前滋賀知事ら招き

設楽でシンポ

ダム本体建設の準備が進む設楽町で9日、「どっこい！生きてく設楽町」と題するシンポジウムが開かれた。工事が本格化した後も過疎が進む現状を背景に、ダムに頼らない地域づくりを考えようとする住民団体「設楽の明日を考える会」が主催した。「脱ダム政策をすすめた滋賀県の前知事、嘉田由紀子さんと元大学教授らが議論した」

パネリスト、森林資源活用挙げる

嘉田さんは「総合開発で痛めつけられた琵琶湖を何とかしたい、と思ったのが始まり」などと、環境学者から政治家に転じた経緯を語った。六つのダム計画を中止、凍結しようとした際は、「異外出身のよそ者」「政治の素人」などと手ひどく非難されたが、地域密着の小規模河川改修や土地利用規制など具体案を打ち出した。知事の予算執行権などを用いて戦ったと振り返った。

日本有数のアサリ産地である三河湾へのダムの影響を憂う名城大学の鈴木輝明特任教授、遊水地を復活させる欧米の新しい河川政策を紹介した京大の今本博健名誉教授のほか、愛知大の市野和夫元教授が設楽ダム周辺の断層の危険性を指摘した。

ダムに代わる町おこし策として、パネリストが口々に挙げたのは、町内の森林資源の活用だ。嘉田さんは「予定地の木に目印のテープが巻いてあった。あのまま水没させるのか。もったいない」と話した。

400人収容の会場はほぼ満席。主催者は「予想の倍の来場者だ」と驚いた。最前列で聞いていた旧稲武町の小学校教諭の女性(54)は、かつて設楽町に住んでいた。「町はずっかり寂れている。ダム予定地の家が移転し、基礎だけになってしまった」と悔しそうに語った。

(編集委員・伊藤智章)

ほぼ水没者の移転が終了した現地だが、ダム建設予定地周辺の深刻な地盤問題が持ち上がっていることや「今でもできればダムは作ってほしくない」という住民たちの心情の表れではないか、と主催者の一人が言っていた。このシンポジウムは、設楽で開かれた脱ダム関係の集会では、最大規模ではないかと思う。私たちは本体建設を止める方向で大きく運動を盛り上げる契機にしたいと思っている。

■本宮山麓北東方向に活断層を発見～延長線上にダム予定地～

これまで設楽ダム建設予定地の地盤の脆弱さは指摘されていたが、「設楽ダムの建設中止を求める会」では独自の調査に基づいて、豊川市の本宮山麓に北東方向に延びる活断層の存在を明らかにした。この断層の延長方向は設楽ダム建設予定地に向かっていることがわかった。これについては事業主体の国交省に見直しの要請書を提出、ダム建設のための道路や転流工の建設工事に取り掛かるのを止め、基本的な地質地盤の調査をやり直し、ダム建設事業について根本的な見直しを要請した。また豊川市では昨年12月17日、豊川市一宮支所にて記者会見を行った。記者会見にはNHKテレビ、名古屋テレビ、東あいち、中日、毎日、朝日、読売が参加し、マスコミの関心の高さがわかった、翌日18日付の東愛知新聞、中日新聞が記事を掲載した。今後は専門家による検証も求めていく。

■設楽ダム建設問題について本村共産党衆議院議員が衆議院国土委員会で質問

当会会員でもあった豊田市の本村伸子さんが前回の国政選挙で当選しました。早速5月20日の衆議院国土委員会でダム反対を求めて質問された。ようやく国会の場に「設楽ダム」が登壇することになった。これは運動の大きな前進につながると思っている。

以上裁判闘争には負けたけれども「どっこい！生きてる設楽ダム中止運動」の元気な一面を報告いたしました。

(設楽ダムの建設中止を求める会事務局 奥宮芳子)

2009年に始まった徳山ダム「導水路」中止裁判、控訴審の動き

導水路はいらない！愛知の会 加藤 伸久

1. 「導水路」中止裁判 2014地裁不当判決からこれまでの経過

- 2014年7月 名古屋地裁（福井裁判長）が「住民訴訟」請求棄却の不当判決を言渡し
8月 県知事らを被控訴人（被告）に、名古屋高裁に控訴（控訴人（原告）78名）
10月 第1回口頭弁論（～2015年3月・第3回まで1号大法廷にて順次開廷）

地裁判決は、まさに法衣を着た役人が画に描いたみいたな行政迎合かつ事実誤認ばかりで中味の薄っぺらなものでした。直後に開催の「総会」では、“890億円も使ってムダな「導水路」は暴挙、きっぱり中止！”と原告、支援者は気持ちを一つに控訴を決議しました。

口頭弁論では、控訴人（原告）側は証拠資料にもとづき“導水路は不要、支出は違法”と完璧な「書面等」を提出・弁論してきました。これに対し、被控訴人（被告）の愛知県側は終始一貫、議論を避けて「木曾川水系のフルプラン」等の歴史的経過を述べるばかりです。

2. 控訴人（原告）側が控訴審裁判で積み上げた証拠資料

◆ 2014/10/29：第1回口頭弁論（地裁判決の著しく明白な誤りを指摘）

- (1) 新規利水の供給について、水需要は実績から想定値は相当乖離することを認めながら、
- ① 需要増加のときに供給できるような計画だとして、国の新水道ビジョン（今後の水需要は減少することを前提に水道事業を展開すること。）を無視して誤っていること。
 - ② 愛知用水地域の水源は牧尾ダムだけでなく、阿木川、味噌川を合わせた3ダムであり、3ダムによって地域全体の節水は回避されたのに、これを無視していること。
- (2) 流水の正常な機能の維持について、
- ① 原裁判所は今渡地点（争点である流域の基準点）がどこに所在か分かっていないこと。
 - ② 木曾川大堰下流の河川維持流量50m³/sは動植物の生息生育と漁業だけを検討して設定されたのに、景観、流水の清潔の保持、舟運もふくめて多角的に検討されて設定されたと、資料を読めばすぐ分かる初歩的、基本的な誤りをしていること。

◆ 2015/03/12：第3回口頭弁論（被控訴人（被告）準備書面に対して反論）

- (1) 違法判断の枠組について、丹後土地開発公社事件最高裁判決に基づいて主張を展開。
- ① 本件事業実施計画は、2015年需要想定が2013年までの需要実績と乖離して基礎づけられなくなった。行政処分でないので効力を維持できず、費用負担義務は発生しない。
 - ② 同計画に基づく費用負担義務の不存在確認請求訴訟が出来る。これをすることなく国交大臣や水機構の納付通知に対し漫然と納付することは財務会計法規上の義務違反になる。

3. 「導水路」中止めざして、たたかひの輪をより大きく深く

2010年2月の県知事選・市長選に際して、大村・河村両氏の共同公約に“「導水路」事業は見直す”と文言が入ったのは、住民訴訟を含む運動の成果です。ところが、今年2月の県知事選にオール与党体制で出馬の政治家・大村氏は「導水路」問題に沈黙です。

また、凍結扱いの「導水路」事業を再検証の「関係地方公共団体からなる検討の場」も2011年に第1回が開かれたきりです。

一方、県債残高は本訴訟を提訴当時、累積4兆円強、県民1人あたり54万円強であったものが、2013年度にはそれぞれ、5兆2千億円強、70万円強へと膨れ上がっています。

アベノミクス不況で多くの県民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕詞に、県民生活の施策にあなたが振るわれるようなことがあってはなりません。

私たちは微力ですが無力ではありません。戦争法や秘密法、原発など、安倍政権の暴走政治に反撃する仲間たちとともに、「みんなの要求 みんなで解決！」をめざします。

よみがえれ長良川 ～河口堰 20 年・開門調査実現を！

2015. 7/4-5 イベントにご参加ください

長良川市民学習会 武藤 仁

今年7月、長良川は河口堰運用20年目を迎えようとしています。

私たちはこれまで流域の市民団体と「市民による豊かな海づくり大会実行委員会」「よみがえれ長良川、よみがえれ伊勢湾実行委員会」「長良川・伊勢湾・COP12アクション」などの活動を積み重ねながら「よみがえれ長良川！」をスローガンに河口堰の開門を訴え続けてまいりました。

河口堰事業の最大のステークホルダーといえる愛知県は検証作業を進め、国に対し合同会議を開くことを提案し、今年1月には対話を始めるために質問書を出していますが、いまだに回答はありません。

長良川が貫く地元岐阜県では、今年3月に「長良川の鵜飼漁の技術」が国の重要無形民俗文化財となり、さらに世界農業遺産認定「清流長良川の鮎 ～里川における人と鮎のつながり～」にも期待が広がっています。しかし、長良川のアユは

河口堰の障害で人の手を借りないでは生息が維持できない状況があり、岐阜市は長良川のアユを「準絶滅危惧種」としました。また、河口堰による環境悪化のもと岐阜県の世界農業遺産登録申請は下流域を外さざるを得ないにもかかわらず、県は「塩害の恐れ」を理由に河口堰開門に背を向けています。

私たちは清流長良川を次世代に渡すためにも、本当に世界に誇れる清流とするためにも、山から海までの繋がりを取り戻したいと願っています。ゲートが閉ざされ20年を迎えようとする今年こそ、これまでの河口堰賛成・反対の立場や経緯を乗り越えて、「塩害の懸念」にも対応して稲作が終わった秋、長良川で生まれたアユの仔魚が海に降りていけるように「開門調査」を実現し、本格的な河口堰開門に向けた元年にしたいと思っています。

本年3月9日、当会代表粕谷志郎とNPO法人藤前干潟を守る会理事長亀井浩次氏の呼びかけで、4月9日「よみがえれ長良川実行委員会」（水源連も参加団体に名を連ねていただきました）を立ち上げました。実行委員会は、国や岐阜県（6/10 県庁にて）に開門調査実現に向けた要請行動を行うとともに、ゲートが閉じられた1995年7月6日に因んで、7月4日（土）に河口堰周辺の環境を見る観察会とアピール行動を行います。7月5日（日）には長良川国際会議場で午前長良川河口堰建設反対運動を「知らない」世代が参加するトークを企画、午後はつる詳子さん（球磨川・荒瀬ダム）と浜田篤信さん（那珂川・霞ヶ浦導水路）を招きシンポジウム「河口堰の開門調査実現を！」を企画しています。全国の長良川を愛する皆さんの期待に応える内容を工夫・検討し準備を進めているところです。

詳しくは同封のチラシをご覧ください。

是非7月4日（土）、5日（日）長良川に来てください。お待ちしております。

